



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
 (当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の名称の変更の届出（福祉・援護課） 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課） 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定の辞退（福祉・援護課） 2
- 公有水面埋立ての免許（漁港漁場課） 3
- 事業の認定・2件（用地課） 3

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・2件（県立宮古病院） 6
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立中部病院） 10

教育委員会事項

- 平成25年度沖縄県立特別支援学校の高等部の入学定員 10

告 示

沖縄県告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年1月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
もりなが内科・小児科クリニック	北谷町美浜二丁目7番4号	平成24年11月1日
沖縄整肢療護園	那覇市古波蔵4丁目11番1号	平成24年11月1日
南城つはこクリニック	南城市佐敷字津波古433番地コート山城1階	平成24年11月1日
よなは医院	石垣市字新川2287番地35	平成24年11月1日
医療法人まつみ会松岡医院	豊見城市字高嶺395番地56	平成24年11月5日
とくりん薬局城間店	浦添市城間一丁目37番19号1階	平成24年12月1日
ワタキュー薬局たくし店	浦添市字沢崎893番地1	平成24年12月1日
那覇まかび歯科	那覇市字真嘉比174番地7エレガンテまか	平成24年12月1日

	び1階	
ひで歯科クリニック	名護市字伊差川514番地	平成24年12月7日

沖縄県告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年1月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

名称の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
みゆき小児科	浦添市前田三丁目3番8号103号室	ぐしけん小児科	みゆき小児科	平成24年11月5日

沖縄県告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年1月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

所在地の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
メイト美里薬局	沖縄市東二丁目25番3号	沖縄市字美里1436番地1	沖縄市東二丁目25番3号	平成24年11月19日
島里薬局	沖縄市宮里四丁目2番5号	沖縄市字宮里480番地1	沖縄市宮里四丁目2番5号	平成24年11月19日

沖縄県告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成25年1月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
与那霸医院	石垣市字新川2287番地35	平成24年10月31日
もりなが内科・小児科クリニック	北谷町美浜二丁目7番4号	平成24年11月1日
沖縄整肢療護園	那霸市寄宮2丁目3番1号	平成24年11月1日
南城つはこクリニック	南城市佐敷字津波古433番地コート山城1階	平成24年11月1日
医療法人まつみ会松岡医院	豊見城市字平良215番地	平成24年11月5日
永山産婦人科医院	糸満市字糸満1502番地	平成24年11月30日

沖縄県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成25年1月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
i デンタルクリニック	与那原町字東浜80番地3	平成25年1月1日

沖縄県告示第44号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成25年1月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成25年1月10日 沖縄県指令農第13号

2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施工区域

(1) 埋立区域

ア 位置 うるま市勝連平敷屋4183番10の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点から⑤の地点までを結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.34メートル）における公有水面と既設工造物との境界線及び①の地点と⑤の地点を結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.34メートル）における公有水面とうるま市勝連平敷屋4183番10の境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点赤3浜屋（北緯26度18分29秒4503、東経127度54分59秒1898）から67度45分08秒674.72メートルの地点

②の地点 ①の地点から151度23分57秒145.82メートルの地点

③の地点 ②の地点から115度59分37秒17.18メートルの地点

④の地点 ③の地点から61度23分57秒10.44メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から331度22分14秒155.15メートルの地点

ウ 面積 3,135.31平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 うるま市勝連平敷屋4183番9及び4183番10の地内並びに4183番10の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点赤3浜屋（北緯26度18分29秒4503、東経127度54分59秒1898）から63度32分20秒639.98メートルの地点

②の地点 ①の地点から151度23分58秒244.15メートルの地点

③の地点 ②の地点から61度23分57秒64.45メートルの地点

⑩の地点 ③の地点から331度22分13秒224.15メートルの地点

ウ 面積 14,432.66平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

沖縄県告示第45号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年1月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 起業者の名称 伊江村
- 2 事業の種類 村立診療所人工透析施設整備事業

- 3 起業地

- (1) 収用の部分 沖縄県国頭郡伊江村字川平川平地内
- (2) 使用の部分 沖縄県国頭郡伊江村字川平川平及び字東江前阿良地内

- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

村立診療所人工透析施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である伊江村が事業主体となって、起業地内に、既存の村立診療所の附帯施設として、血液透析療法を行う施設（以下「透析施設」という。）を整備する事業であり、法第3条第24号に掲げる「地方公共団体が設置する診療所」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

診療所の開設許可事項の変更に当たっては、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項及び沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）第3条の規定により沖縄県北部保健所長の許可（以下「変更許可」という。）を要するところ、同所長から本件事業に係る診療所について変更許可を与える見込みである旨の意見があることから、起業者は本件事業を施行する権能を有する主体である。

さらに、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

- ア 事業の施行により得られる公共の利益について

伊江村は沖縄本島北部の本部半島北西9キロメートルの洋上に位置する周囲23キロメートルの1島1村の離島で、村立診療所は島内唯一の医療機関として住民の保健医療を担っている。村立診療所は、医師2人体制の総合医療の初期医療機関として、夜間診療及び救急患者の対応を含め24時間体制で住民の医療ニーズに対応すべく、離島医療を提供しているが、透析施設を有しておらず、現在20名の透析患者は、島外の医療機関での治療を強いられている状況である。特に台風時や天候悪化時には、定期船の欠航が予測されるため、宿泊治療を余儀なくされており、透析患者にとって経済的、精神的負担となっている。伊江村第4次総合計画においても透析施設の構築を施策として掲げており、重要課題となっている。

本件事業は、村立診療所の附帯施設として透析専用ベット11床の透析施設を整備する事業である。本件事業の施行により、透析患者の負担軽減が図られ、治療に専念できる環境を創出するとともに、地域医療の充実及び向上に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

- イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずるべき動植物及び文化財（以下「文化財等」という。）は見受けられない。また、万一に文化財等が発見された場合は、関係機関と協議し、適切な措置を講ずることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

- ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、本件事業に必要な敷地面積の確保、経済性、既存診療所との連携性等の観点から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

- ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、伊江村には透析施設がなく、透析患者は島外の医療機関での治療を余儀なくされて

おり、経済的、精神的な負担が生じていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に半永久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足しているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 伊江村医療保健センター福祉保健課

沖縄県告示第46号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年1月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 起業者の名称 宜野湾市

2 事業の種類 新設学校給食センター建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 沖縄県宜野湾市大山六丁目地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

新設学校給食センター建設事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である宜野湾市が事業主体となって、起業地内に、現行の普天間第二学校給食センター及び真志喜学校給食センター（以下「本施設」という。）の移転新築整備を行う事業であり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設である共同調理場を設置するものであり、本件事業の起業者である宜野湾市は、同法第5条の規定により学校給食の普及と健全な発達を図るために努めなければならないとされていることから、本件事業を施行する権能を有する主体である。

さらに、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号への要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

宜野湾市では、本施設において、宜野湾市内の小中学校7校の児童生徒への学校給食を実施している。本施設は老朽化に伴う耐力度低下が確認され、安全面において問題が生じている。さらに、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に対応したドライシステムの整備等調理場環境の改善や、市内に小学校が新設されることに伴う児童の増加への対応等が求められている。しかし、本施設は敷地が狭隘なため、現敷地内での増改築又は建替えが困難であることから、本施設を統合し、移転新築整備を図るものである。

本件事業の施行により、学校給食衛生管理基準に適合した施設整備が図られ、学校給食を通じた食育の充実により、児童生徒の心身の健全な発達及び健康の保持増進に大きく寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地は淡水湿地帯であり広大な水辺環境を形成しているため、水生動植物の生息が確認されているが、起業地に隣接する新設小学校内に学習施設として設置されるビオトープへ水生動植物を移す等の保全措置を講ずるとしている。また、文化財発掘調査等において埋蔵文化財等が確認された場合は、必要な措置を講ずることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、本件事業に必要な面積が確保できること、進入路の確保及び土地造成が容易なこと、地域計画との整合性が図られること等から4案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について**ア 事業を早期に施行する必要性**

前述のとおり、本施設は老朽化に伴う耐力度低下の問題や、学校給食衛生管理基準に適合した施設整備を図ることが早急に求められていることに加え、市内に小学校が新設されることに伴う将来の児童生徒の増加にも対応できるよう整備を行う必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に半永久的に供される範囲であることから、収用又は使用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足しているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 宜野湾市教育委員会指導部学務課

病院事業局事項

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成25年1月22日

沖縄県立宮古病院長 安谷屋 正明

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 X線透視診断システム 1式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成25年3月31日（日曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立宮古病院（建設中） 沖縄県宮古島市平良字下里427番地1

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
- (2) 購入物品又はこれと類似する物に係る製造実績又は販売実績を有する者であること。

(3) 購入物品に重大な障害が発生した場合において、障害に対応できる技術者が沖縄県内に常駐しており、かつ、24時間以内に技術者を派遣して対応できる者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 平成25年1月23日（水曜日）から同月30日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県立宮古病院総務課 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根807番地 電話番号0980-72-3151

4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成25年3月5日（火曜日）午後2時

(2) 場所 沖縄県立宮古病院2階会議室 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根807番地

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成25年1月23日（水曜日）から同年2月4日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立宮古病院総務課 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根807番地 電話番号0980-72-3151

8 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたもの落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県立宮古病院総務課

(2) 所在地 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根807番地

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

(1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

- ア 期限 平成25年3月4日（月曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立宮古病院総務課に提出すること。
(3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成25年2月1日（金曜日）午後2時
イ 場所 沖縄県立宮古病院2階会議室 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根807番地
(4) 最低制限価格 設定しない。
(5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Digital X-ray Television System 1 Set and Mobile X-ray system 2 Set
(2) DELIVERY OF DEADLINE
March 31, 2013
(3) BIDDING EXPLANATION MEETING
2:00 p.m. February 1, 2013
(4) DATE FOR BIDS
2:00 p.m. March 5, 2013
(5) CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Miyako Hospital
807 Higashinakasone, Hirara, Miyakojima city, Okinawa, 906-0007, Japan
Telephone 0980-72-3151

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成25年1月22日

沖縄県立宮古病院長 安谷屋 正明

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 調剤システム 1式
(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 納入の期限 平成25年3月31日（日曜日）
(4) 納入の場所 沖縄県立宮古病院（建設中） 沖縄県宮古島市平良字下里427番地1

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年 沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
(2) 購入物品又はこれと類似する物に係る製造実績又は販売実績を有する者であること。
(3) 購入物品に重大な障害が発生した場合において、障害に対応できる技術者が沖縄県内に常駐しており、かつ、24時間以内に技術者を派遣して対応できる者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成25年1月23日（水曜日）から同月30日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
(2) 場所 沖縄県立宮古病院総務課 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根807番地 電話番号0980-72-3151

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年3月5日（火曜日）午後2時30分
(2) 場所 沖縄県立宮古病院2階会議室 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根807番地

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。
ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことの国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成25年1月23日（水曜日）から同年2月4日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立宮古病院総務課 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根807番地 電話番号0980-72-3151

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものと落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係る職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立宮古病院総務課
- (2) 所在地 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根807番地

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成25年3月4日（月曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立宮古病院総務課に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成25年2月1日（金曜日）午後2時30分
 - イ 場所 沖縄県立宮古病院2階会議室 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根807番地
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Pharmacy Practice Support System and Equipment 1 set
- (2) DELIVERY OF DEADLINE
March 31, 2013
- (3) BIDDING EXPLANATION MEETING
2:30 p.m. February 1, 2013

(4) DATE FOR BIDS

2:30 p.m. March 5, 2013

(5) CONTACT

Administration Division Okinawa Prefectural Miyako Hospital
 807 Higashinakasone, Hirara, Miyakojima city, Okinawa, 906-0007, Japan
 Telephone 0980-72-3151

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年1月22日

沖縄県立中部病院長 宮 城 良 充

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 乳房撮影装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立中部病院総務課 沖縄県うるま市宇宮里281番地
- 3 落札者を決定した日 平成24年12月13日
- 4 落札者の名称及び所在地 富士フィルムメディカル株式会社九州地区営業本部 福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目13番19号
- 5 落札金額 114,954,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年11月2日

教 育 委 員 会 事 項**沖縄県教育委員会告示第2号**

平成25年度沖縄県立特別支援学校の高等部の入学定員を次のように定める。

平成25年1月22日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

- 1 沖縄県立特別支援学校高等部（沖縄県立沖縄盲学校高等部の専攻科を除く。）

学校名	学科	一般		重複		訪問	
		学級	定員	学級	定員	学級	定員
沖縄盲学校	普通科	1	8	2	6	—	—
沖縄ろう学校	普通科	1	8	1	3	—	—
名護特別支援学校	普通科	4	32	4	12	—	—
美咲特別支援学校	普通科	5	40	6	18	—	—
大平特別支援学校	普通科	5	40	4	12	—	—
島尻特別支援学校	普通科	5	40	4	12	—	—
西崎特別支援学校	普通科	3	24	4	12	—	—
宮古特別支援学校	普通科	1	8	2	6	1	3
八重山特別支援学校	普通科	2	16	2	6	1	3
桜野特別支援学校	普通科	1	8	1	3	1	3

泡瀬特別支援学校	普通科	1	8	7	21	1	3
鏡が丘特別支援学校	普通科	1	8	7	21	1	3
那覇特別支援学校	普通科	1	8	2	6	-	-
森川特別支援学校	普通科	1	8	1	3	1	3
計		32	256	47	141	6	18

(注1) 大平特別支援学校の一般学級の入学定員には、久米島高等学校分教室の入学定員を含む。

(注2) 鏡が丘特別支援学校の重複障害学級の入学定員には、高等部分教室の入学定員を含む。

(注3) 名護特別支援学校及び島尻特別支援学校の入学定員には、それぞれ肢体不自由の一般学級1学級分を含む。

2 沖縄県立沖縄盲学校高等部の専攻科

学科	学級	定員
保健理療科	1	10
理療科	1	10
計	2	20

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---